

長崎県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例
施行規程

平成19年2月2日

議会告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合議会が管理する行政文書に係る長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除くほか、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第4号）その他広域連合長が定める規程の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。